

12 申請書の添付書類（都市計画法関係）

(1) 開発許可申請書の添付書類(非自己用)【別表1】

区分	申請 函 書	様式等	0.3 ha 未満	1.0 ha 未満	1.0 ha 以上	備 考
1	開発行為許可申請書	様式都第2号第3号	○	○	○	様式都第2号に必要事項を記入のうえ、必要書類、設計図書を添付して正本、副本(様式都第3号)各1部を提出すること。なお、開発審査会の議を経ることが必要な場合は、正本、正本(写)、副本各1部提出のこと。
2	法第34条各号の申請に必要な図書	附表3	○	○	○	法第34条各号に該当する場合添付必要。なお、同条第14号の開発審査会の議を経る案件の場合は、係員の指示に従うこと。
3	資金計画書	様式都第7号	○	○	○	
4	登記事項証明書・定款		○	○	○	申請者が法人の場合必ず添付必要。
5	申請者の資力及び信用に関する申告書	様式都第8号	○	○	○	
6	申請者の資力及び信用に関する書類	附表1-1	○	○	○	
7	工事施行者の能力に関する申告書	様式都第8号	○	○	○	
8	工事施行者の能力に関する書類	附表1-2	○	○	○	
9	設計者の資格に関する申告書	様式都第9号	※1	※1	○	卒業証明書又は設計資格に関する免許証の写しを添付すること。
10	設計者の資格証明書		※1	※1	○	
11	委任状		○	○	○	委任者が個人の場合は署名、法人の場合は代表者印の押印が必要。
12	設計説明書	様式都第10号	○	○	○	
13	工事概要書	様式都第11号	○	○	○	
14	開発行為に関する同意等の一覧表	様式都第12号	○	○	○	公共施設の管理者より交付された32条協議・同意書は、原本を通知書(副本)に、写しを申請書(正本)に添付すること。
15	土地所有者等関係権利者の同意書	様式都第13号	○	○	○	同意者の印鑑証明書を添付すること。なお印鑑証明書は、同意日から3ヶ月以内のものを添付すること。
16	開発区域内の土地又はその土地にある工作物に関する調書		○	○	○	開発区域内及び開発関連区域内の土地の地番並びにその土地の上にある建築物・工作物の所在地とそれぞれの関係権利者の住所・氏名を登記事項証明書に従って記入すること。
17	土地登記事項証明書		○	○	○	区分16の調書に記載した土地並びに建物の登記事項証明書を添付すること。証明書は調書に記載した順序に整理すること。登記事項証明書は、受理日から3ヶ月以内のものを添付すること。
18	地籍図(国調図及び字限図)		○	○	○	開発区域の境界を朱書きで囲むこと。里道は茶色、水路は青色で明示すること。地籍図に法務局名、転写年月日(受理日から3ヶ月以内のもの)及び転写人氏名を記入すること。
19	他の法令に関する許可書等及び写し		○	○	○	他の法令の許可書等は原本を申請書副本に添付し、写しを許可書正本に添付すること。
20	開発区域の現況写真		○	○	○	開発行為に関する工事をしようとする土地の状況が把握できる現況写真を添付すること。なお、現況図に撮影方向と撮影地点を記入し、現況写真に符号を付けること。

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)同法第15条第2項に基づく許可みなしを受けた際は、同法第13条第2項に基づき資格要件が付されるため留意ください。

(2) 開発許可申請書の添付書類(自己用)【別表2】

区分	申請図書	様式等	0.3 ha 未満	1.0 ha 未満	1.0 ha 以上	備考
1	開発行為許可申請書	様式都 第2号 第3号	○	○	○	様式都第2号に必要事項を記入のうえ、必要書類、設計図書を添付して正本、副本(様式都第3号)各1部を提出すること。なお、開発審査会の議を経ることが必要な場合は、正本、正本(写)、副本各1部提出のこと。
2	法第34条各号の申請に必要な図書	附表3	○	○	○	法第34条各号に該当する場合添付必要。なお、同条第14号の開発審査会の議を経る案件の場合は、係員の指示に従うこと。
3	資金計画書	様式都 第7号	※2	※2	○	業務用又は特定工作物の場合のみ添付必要。
4	登記事項証明書・定款		○	○	○	申請者が法人の場合必ず添付必要。
5	申請者の資力及び信用に関する申告書	様式都 第8号	※2	※2	○	1ha以上については業務用又は特定工作物の場合のみ添付必要。
6	申請者の資力及び信用に関する書類	附表 1-1	※2	※2	○	同上
7	工事施行者の能力に関する申告書	様式都 第8号	※2	※2	○	同上
8	工事施行者の能力に関する書類	附表 1-2	※2	※2	○	同上
9	設計者の資格に関する申告書	様式都 第9号	※1	※1	○	卒業証明書又は設計資格に関する免許証の写しを添付すること。
10	設計者の資格証明書		※1	※1	○	
11	委任状		○	○	○	委任者が個人の場合は署名、法人の場合は代表者印の押印が必要。
12	設計説明書	様式都 第10号	○	○	○	主として自己の居住の用に供する目的で行う開発行為にあっては、設計図のみでよい。
13	工事概要書	様式都 第11号	○	○	○	
14	開発行為に関する同意等の一覧表	様式都 第12号	○	○	○	公共施設の管理者より交付された32条協議・同意書は、原本を通知書(副本)に、写しを申請書(正本)に添付すること。
15	土地所有者等関係権利者の同意書	様式都 第13号	○	○	○	同意者の印鑑証明書を添付すること。なお印鑑証明書は、同意日から3ヶ月以内のものを添付すること。
16	開発区域内の土地又はその土地にある工作物に関する調書		○	○	○	開発区域内及び開発関連区域内の土地の地番並びにその土地の上にある建築物・工作物の所在地とそれぞれの関係権利者の住所・氏名を登記事項証明書に従って記入すること。
17	土地登記事項証明書		○	○	○	区分16の調書に記載した土地並びに建物の登記事項証明書を添付すること。証明書は調書に記載した順序に整理すること。登記事項証明書は、受理日から3ヶ月以内のものを添付すること。
18	地籍図(国調図及び字限図)		○	○	○	開発区域の境界を朱書きで囲むこと。里道は茶色、水路は青色で明示すること。地籍図に法務局名、転写年月日(受理日から3ヶ月以内のもの)及び転写人氏名を記入すること。
19	他の法令に関する許可書等及び写し		○	○	○	他の法令の許可書原本を申請書副本に添付し、写しを許可書正本に添付すること。
20	開発区域の現況写真		○	○	○	開発行為に関する工事をしようとする土地の状況が把握できる現況写真を添付すること。なお、現況図に撮影方向と撮影地点を記入し、現況写真に符号を付けること。

※1 【別表1】に同じ。

※2 盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものは添付必要となります。

(3) 開発行為協議申出書の添付書類（法34条の2関係）【別表3】

区分	申請図書	様式等	0.3ha未満	1.0ha未満	1.0ha以上	備考
1	開発行為協議申出書	様式都官第2号第3号	○	○	○	様式都官第2号に必要事項を記入のうえ、必要書類、設計図書を添付して正本、副本(様式都官第3号)各1部を提出すること。なお、開発審査会の議を経ることが必要な場合は、正本、正本(写)、副本各1部提出のこと。 なお、工事施行者が未定の場合は、「未定」と記入のこと。
2	法第34条各号の申請に必要な図書	附表3	○	○	○	法第34条各号に該当する場合添付必要。なお、同条第14号の開発審査会の議を経る案件の場合は、係員の指示に従うこと。
3	登記事項証明書・定款		○	○	○	申請者が法人の場合必ず添付必要。
4	設計者の資格に関する申告書	様式都官第9号	※1	※1	○	卒業証明書又は設計資格に関する免許証を添付すること。
5	設計者の資格証明書		※1	※1	○	
6	委任状		○	○	○	委任者が個人の場合は署名、法人の場合は代表者印の押印が必要。
7	設計説明書	様式都官第7号	○	○	○	
8	工事概要書	様式都官第8号	○	○	○	
9	開発行為に関する同意等の一覧表	様式都官第9号	○	○	○	公共施設の管理者より交付された32条協議・同意書は、原本を通知書(副本)に、写しを申請書(正本)に添付すること。
10	土地所有者等関係権利者の同意書	様式都官第10号	○	○	○	同意者の印鑑証明書を添付すること。なお印鑑証明書は、同意日から3ヶ月以内のものを添付すること。
11	開発区域内の土地又はその土地にある工作物に関する調書		○	○	○	開発区域内及び開発関連区域内の土地の地番並びにその土地の上にある建築物・工作物の所在地とそれぞれの関係権利者の住所・氏名を登記事項証明書に従って記入すること。
12	土地登記事項証明書		○	○	○	区分11の調書に記載した土地並びに建物の登記事項証明書を添付すること。証明書は調書に記載した順序に整理すること。登記事項証明書は、受理日から3ヶ月以内のものを添付すること。
13	地籍図(国調図及び字限図)		○	○	○	開発区域の境界を朱書きで囲むこと。里道は茶色、水路は青色で明示すること。地籍図に法務局名、転写年月日(受理日から3ヶ月以内のもの)及び転写人氏名を記入すること。
14	他の法令に関する許可書等及び写し		○	○	○	他の法令の許可書等は原本を申請書副本に添付し、写しを許可書正本に添付すること。
15	開発区域の現況写真		○	○	○	開発行為に関する工事をしようとする土地の状況が把握できる現況写真を添付すること。なお、現況図に撮影方向と撮影地点を記入し、現況写真に符号を付けること。

※1 【別表1】に同じ。

(4) 申請者の資力及び信用に関する申告書に添付するもの【附表1-1】

区 分	添 付 図 書	申 請 者	
		法人の 場合	個人 の場合
申請者の資力 及び信用に 関する書類	1. 個人の住民票	—	○
	2. 最近2ヵ年以上の事業年度における財務諸表並びに法人税(国税)、法人事業税(県税)、法人市民税(市税)及び固定資産税(市税)に関する納税証明書 (※1)	○	—
	3. 最近2ヵ年以上の事業年度における所得税(国税)、個人事業税(県税)、市県民税(市県税)及び固定資産税(市税)に関する納税証明書 (※1)	—	○
	4. 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱い同意書	○	○
	5. 所有する固定資産の評価額証明書	—	△
	6. 自己資金を開発費に充当する場合は預金残高証明書	○	○
	7. 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書	○	○
	8. 土地所有者との売買契約書	△	△
	9. 工事請負契約書又は工事請負見積書(ただし工事請負見積書は法人の場合のみ)	△	△
	10. 宅地建物取引業の免許を証する書類	△ (※2)	△ (※2)
	11. 事業経歴書	△	△

○:必ず添付 △:必要に応じて添付

※1 明石市に納税の義務がある申請者にあつては、明石市税完納証明書を添付すること。

その場合、個々の明石市税に関する納税証明書の添付は不要です。

※2 開発行為の目的が宅地建物取引業の免許が必要なものの場合は必ず添付すること。

(5) 工事施行者の能力に関する申告書に添付するもの【附表1-2】

区 分	添 付 図 書	施 行 者	
		法人の 場合	個人の 場合
工事施行者の 能力に関する 書類	1. 法人の登記事項証明書	○	住民票
	2. 建設業法第3条第1項に規定する建設業(土木工事業)の 許可を証する書類	○	○
	3. 事業経歴書	△	△

○:必ず添付 △:必要に応じて添付

(6) 法第34条各号に関する申請に必要な図書【附表3】

各号	内 容	必 要 な 事 項
1号	日用品・店舗等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請に係る建築物が当該地において日常生活上必要であることの説明書 2. 周辺建築物用途別現況図(縮尺1/2,500) (市街化区域境界隣接地においては、半径500mの区域の明示) 3. 付近見取図(縮尺1/2,500) 4. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 5. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 6. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100) 7. 販売、加工、修理等の業務の内容
	公益上必要な建築物(診療所及び助産所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請に係る建築物が開発区域の周辺に居住している者のために必要な公共公益施設であることの説明書 2. 令第21条第26号八に該当する場合は、許可書等又は担当部局との協議記録 3. 周辺建築物用途別現況図(縮尺1/2,500) (市街化区域境界隣接地においては、半径500mの区域の明示) 4. 付近見取図(縮尺1/2,500) 5. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 6. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 7. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100) 8. 施設の業務の内容
4号	農林漁業用施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書 2. 該当することを証する図書 3. 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 4. 生産地との関係、取扱量(図面添付) 5. 付近見取図(縮尺1/2,500) 6. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 7. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 8. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)

6号	中小企業団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県等から融資を受けていることを証する図書 2. 全体計画図(縮尺1/500) 3. 事業の概要を証明する書類 4. 中小企業の共同化又は集団化に寄与することの説明書 5. 付近見取図(縮尺1/2,500) 6. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 7. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 8. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)
7号	関連工場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存工場に関する申告書(業種、業態、工程、原料、製品名) 2. 申請工場に関する申告書(業種、業態、工程、原料、製品名) 3. 両工場の関連(作業工程及び原材料、製品等の輸送等) 4. 両工場間の取引高及び全体との比率 5. 事業活動の効率化が図られることを示す説明書 6. 付近見取図(縮尺1/2,500) 7. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 8. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 9. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)
8号	火薬類貯蔵処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬類取締法に基づく許可を受けた者であることを証する書面 2. 火薬類取締法に基づく許可を受けられる火薬庫であることを証する書面 3. 貯蔵又は処理することとなる火薬類の名称と取扱量 4. 付近見取図(縮尺1/2,500) 5. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 6. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 7. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)
9号	沿道サービス施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設と市街化区域との距離を示す図書 2. ドライブイン等の施設の客席数、駐車台数を示す図書 3. 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置であることを示す図書 4. 沿道サービス施設としての適切な敷地形状であることを示す図書 5. 付近見取図(縮尺1/2,500) 6. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 7. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 8. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)
	火薬類製造所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬類取締法に基づく許可を受けた者であることを証する書面 2. 火薬類取締法に基づく許可を受けられる製造所であることを証する書面 3. 製造することとなる火薬類の名称と生産量を示す書面 4. 付近見取図(縮尺1/2,500) 5. 配置図(縮尺1/100又は1/200) 6. 各階平面図(縮尺1/50又は1/100) 7. 2面以上の立面図(縮尺1/50又は1/100)